種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (消費税込)
視覚障害者用ポータブ	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタ	6年	録音再生機
ルレコーダー		ンが知覚又は認識で		89,800円
		き、かつ、DAISY方式		再生専用機
		による録音並びに当該		36,750円
		方式により記録された		
		図書の再生が可能な製		
		品であって、視覚障害		
		者が容易に使用し得る		
		もの		
盲人用時計	視覚障害2級以上。な	視覚障害者が容易に使	10年	触読時計
	お、音声時計は、手指	用し得るもの		10,300円
	の触覚に障害がある等			音声時計
	のため触読式時計の使			13,300円
	用が困難な者を原則と			
	する。			
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本	視覚障害者が容易に使	5年	63,100円
	人が就労若しくは就学	用し得るもの		
	しているか又は就労が			
	見込まれる者に限			
	る。)			
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲	視覚障害者が容易に使	6年	41,000円
	人のみの世帯及びこれ	用し得るもの		
	に準ずる世帯)			
盲人用体温計(音声	視覚障害2級以上(盲	視覚障害者が容易に使	5年	9,000円
式)	人のみの世帯及びこれ	用し得るもの		
	に準ずる世帯)			
点字図書	主に、情報の入手を点	点字により作成された		_
	字によっている視覚障	図書		
	害者。なお、給付につ			
	いては、豊明市視覚障			
	害者点字図書給付事業			
	実施要綱に定めるとこ			
	ろによるものとする。			
盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲	視覚障害者が容易に使	5年	18,000円
	人のみの世帯又はこれ	用し得るもの		
	に準ずる世帯)			

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額(消費税込)
視覚障害者用拡大読書	視覚障害者であって、	画像入力装置を読みた	8年	198,000円
器	本装置により文字等を	いもの (印刷物等) の		
	読むことが可能になる	上に置くことで、簡単		
	者	に拡大された画像(文		
		字等)をモニターに映		
		し出せるもの		
暗所視支援眼鏡	視覚障害者で、夜盲又	高感度カメラで捉えた	8年	198,000円
	は視野狭窄があり、医	微光を増幅させる機能		
	師が必要と認めた者	を有し、眼鏡のディス		
		プレイに鮮明な画像と		
		して投射できるもの		
		で、視覚障害者が容易		
		に使用し得るもの		
歩行時間延長信号機用	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使	10年	7,000円
小型送信機		用し得るもの		
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害	文字等のコンピュータ	6年	383,500円
	の重度重複障害者(原	一の画面情報を点字等		
	則として視覚障害2級	により示すことのでき		
	以上かつ聴覚障害2	るもの		
	級)の身体障害者であ			
	って、必要と認められ			
	る者			
視覚障害者用活字文書	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上	6年	115,000円
読上げ装置		に記載された当該文字		
		情報を暗号化した情報		
		を読み取り、音声信号		
		に変換して出力する機		
		能を有するもので、視		
		覚障害者が容易に使用		
		し得るもの		
聴覚障害者用屋内信号	聴覚障害2級(聴覚障	音、声音等を視覚、触	10年	87,400円
装置	害者のみの世帯又はこ	覚等により知覚できる		
	れに準ずる世帯で日常	もの		
	生活上必要と認められ			
	る世帯)			

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (消費税込)
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発音・発	一般の電話に接続する	5年	71,000円
	語に著しい障害を有す	ことができ、音声の代		
	る者であって、コミュ	わりに、文字等により		
	ニケーション、緊急連	通信が可能な機器であ		
	絡等の手段として必要	り、障害者が容易に使		
	と認められる者	用できるもの		
聴覚障害者用情報受信	聴覚障害者であって、	字幕及び手話通訳付き	6年	88,900円
装置	本装置によりテレビの	の聴覚障害者用番組並		
	視聴が可能になる者	びにテレビ番組に字幕		
		及び手話通訳の映像を		
		合成したものを画面に		
		出力する機能を有し、		
		かつ、災害時の聴覚障		
		害者向け緊急信号を受		
		信するもので、聴覚障		
		害者が容易に使用し得		
		るもの		
便器	下肢又は体幹機能障害	障害者が容易に使用し	8年	4,450円
	2級以上	得るもの(手すりを付		手すり加算5,400円
		けることができ		
		る。)。ただし、取替		
		えに当たり住宅改修を		
		伴うものを除く。		
特殊便器	上肢障害2級以上	足踏みペダルにて温水	8年	151,200円
		温風を出し得るもの。		
		ただし、取替えに当た		
		り住宅改修を伴うもの		
		を除く。		
特殊マット	下肢又は体幹機能障害	褥瘡の防止又は失禁等	5年	19,600円
	1級(常時介護を要す	による汚染又は損耗を		(褥瘡防止マットとの併
	る者に限る。)	防止できる機能を有す		給不可)
		るもの		

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (消費税込)
褥瘡防止マット	下肢又は体幹機能障害	褥瘡防止のためのもの	5年	85,000円
	1級(常時介護を要す	であって、次のいずれ		(特殊マットとの併給不
	る者に限る。)	かに該当するもの		可)
		ア エアーマットと送		
		風装置からなるもの		
		イ 特殊な素材と形状		
		により体圧分散効果		
		を有するもの		
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害	腕、脚等の訓練できる	8年	154,000円
	2級以上	器具を付帯し、原則と		
		して使用者の頭部及び		
		脚部の傾斜角度を個別		
		に調整できる機能を有		
		するもの		
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上	パーソナルコンピュー	5年	100,000円
	肢障害2級以上又は言	ター周辺機器、アプリ		
	語、上肢複合障害2級	ケーションソフトで障		
	以上(文字を書くこと	害者が容易に使用し得		
	が困難な者に限る。)	るもの		
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害	尿が自動的に吸引され	5年	67,000円
	1級(常時介護を要す	るもので、障害者又は		
	る者に限る。)	介護者が容易に使用し		
		得るもの		
入浴担架	下肢又は体幹機能障害	障害者を担架に乗せた	5年	82,400円
	2級以上(入浴に当た	ままリフト装置により		
	って、家族等他人の介	入浴させるもの		
	助を要する者に限			
	る。)			
体位変換器	下肢又は体幹機能障害	介助者が障害者の体位	5年	15,000円
	2級以上(下着交換等	を変換させるのに容易		
	に当たって、家族等他	に使用し得るもの		
	人の介助を要する者に			
	限る。)			

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額(消費税込)
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語	携帯式で、言葉を音声	5年	98,800円
	機能障害者又は肢体不	又は文章に変換する機		
	自由者であって、発	能を有し、障害者が容		
	声・発語に著しい障害	易に使用し得るもの		
	を有する者			
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害	入浴時の移動、座位の	8年	90,000円
	者であって、入浴に介	保持、浴槽への入水等		
	助を必要とする者	を補助でき、障害者又		
		は介助者が容易に使用		
		し得るもの。ただし、		
		設置に当たり住宅改修		
		を伴うものを除く。		
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害	介護者が重度身体障害	4年	159,000円
	2級以上の者	者を移動させるに当た		
		って、容易に使用し得		
		るもの。ただし、天井		
		走行型その他住宅改造		
		を伴うものを除く。		
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若し	おおむね次のような性	8年	60,000円
	くは体幹機能に障害を	能を有する手すり、ス		
	有し、家庭内の移動等	ロープ等であること		
	において介助を必要と	ア 障害者の身体機能		
	する者	の状態を十分踏まえ		
		たものであって、必		
		要な強度と安定性を		
		有するもの		
		イ 転倒予防、立ち上		
		がり動作の補助、移		
		乗動作の補助、段差		
		解消等の用具とす		
		る。ただし、設置に		
		当たり住宅改修を伴		
		うものを除く。		

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額(消費税込)
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又	障害者の移動等を円滑		300,000円
	は乳幼児期以前の非進	にする用具で設置に小		
	行性の脳病変による運	規模な住宅改修を伴う		
	動機能障害(移動機能	もの		
	障害に限る。)を有す			
	る者であって障害等級			
	3級以上の者(ただ			
	し、特殊便器への取替			
	えをする場合は上肢障			
	害2級以上の者)。な			
	お、対象工事について			
	は、豊明市高齢者住宅			
	改修費補助金交付要綱			
	に定めるところによる			
	ものとする。			
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	透析液を加温し、一定	5年	51,500円
	で自己連続携行式腹膜	温度に保つもの		
	灌流法(CAPD)による			
	透析療法を行う者			
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅	障害者が容易に使用し	10年	17,000円
	酸素療法を行う者	得るもの		
ネブライザー(吸入	呼吸機能障害3級以上	障害者が容易に使用し	5年	36,000円
器)	又は同程度の身体障害	得るもの		
	者であって、必要と認			
	められる者			
火災警報器	障害等級2級以上(火	室内の火災を煙又は熱	8年	15,500円
	災発生の感知及び避難	により感知し、音又は		
	が著しく困難な障害者	光を発し屋外にも警報 光を発し屋外にも警報		
	のみの世帯及びこれに	ブザーで知らせ得るも		
	準ずる世帯)	Ø)		
自動消火器	障害等級2級以上(火	室内温度の異常上昇又	8年	28,700円
	災発生の感知及び避難	は炎の接触で自動的に		
	が著しく困難な障害者	 消火液を噴射し、初期		
	のみの世帯又はこれに	火災を消火し得るもの		
	準ずる世帯)			
	L	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (消費税込)
電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上	障害者が容易に使用し	5年	56,400円
	又は同程度の身体障害	得るもの		
	者であって、必要と認			
	められる者			
頭部保護帽	下肢、体幹、平衡、移	障害者が容易に使用し	3年	スポンジ、革を主材料に
	動機能障害の身体障害	得るもの		製作 15,200円
	者で歩行困難や歩行不			スポンジ、革、プラスチ
	安定確認でき、必要と			ックを主材料に製作
	認められる者			36,750円
T字状・棒状のつえ	下肢、体幹、平衡、移	障害者が容易に使用し	3年	3,000円
	動機能障害の身体障害	得るもの		
	者で歩行困難や歩行不			
	安定確認でき、必要と			
	認められる者			
点字器	視覚障害者で必要と認	障害者が容易に使用し	標準型 7	標準型 10,400円
	められる者	得るもの	年	携帯型 7,200円
			携帯型 5	
			年	
人工喉頭	音声・言語機能障害で	障害者が容易に使用し	笛式 4年	笛式 5,000円
	喉頭摘出が確認でき、	得るもの	電動式 5	電動式 70,100円
	必要と認められる者		年	
ストーマ用装具	膀胱機能障害又は直腸	障害者が容易に使用し		消化器系 8,860円
	機能障害で、ストーマ	得るもの		(1月分)
	の造設が確認でき、必			尿路系 11,640円
	要と認められる者			(1月分)
脱脂綿、セラシ、ガー	膀胱機能障害又は直腸	障害者が容易に使用し		排便機能障害
ゼ	機能障害で、ストーマ	得るもの		8,860円(1月分)
	の造設が確認でき、ス			排尿機能障害
	トーマ用装具に代えて			11,640円(1月
	必要と認められる者			分)
				排便及び排尿機能障害
				20,500円(1月
				分)

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (消費税込)
洗腸装具	膀胱機能障害又は直腸	障害者が容易に使用し		20,500円(1月
	機能障害で、ストーマ	得るもの		分)
	の造設が確認でき、ス			
	トーマ用装具に代えて			
	必要と認められる者			
紙おむつ	別に定める	障害者が容易に使用し		12,000円(1月
		得るもの		分)
収尿器	下肢、体幹機能障害の	障害者が容易に使用し	1年	男性用 7,700円
	身体障害者で排尿障害	得るもの		女性用 8,500円
	が確認でき、必要と認			
	められる者			
動脈血中酸素飽和度測	人工呼吸器の装置が必	呼吸状態を継続的にモ	5年	157,500円
定器(パルスオキシメ	要な者	ニタリングすることが		
ーター)		可能な機能を有し、難		
		病患者等が容易に使用		
		し得るもの		
大活字図書、DAISY図書	6歳以上の身体障害者	大活字、又はDAISYに		60,000円
	手帳の交付を受けた障	より作成された図書		(年額)
	害者のうち、視覚障害			
	を有する者であって、			
	主に情報の入手を大活			
	字又はDAISYによって			
	いるもの			
人口呼吸器用バッテリ	呼吸器機能障害3級以	使用している人工呼吸	5年	100,000円
_	上、又は同程度の身体	器専用バッテリー(充		
	障害があり、人口呼吸	電器及びインバーター		
	器の装着が必要と医師	等を含める。)		
	が認めた者			
外部バッテリー又はポ	呼吸器機能障害3級以	AC100V(正弦波)	5年	50,000円
ータブル電源	上、又は同程度の身体	の出力ができ、使用す		
	障害があり、電気式た	る医療機器の消費電力		
	ん吸引器、ネブライザ	(W) に対応できるも		
	ー又は酸素濃縮器を使	O		
	用している者で、呼吸			
	管理が必要と医師が認			
	めた者			

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日から 2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。
- 4 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第1の 「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。 また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的 若しくは効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害児・者の用具の使 用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。